

住宅改修の独自助成制度

(2006年10月1日現在)

「介護保険への上乗せ」は26市町村で実施され、大口町・武豊町で増加した。
 「介護保険利用者以外の助成制度」は22市町村で実施され、岩倉市・田原市・大口町で増加した。
 「介護保険への上乗せ」または「介護保険利用者以外の助成」の両方またはどちらか一方の助成を行っているのは34市町村(54%)になった。

市町村名	介護保険に上乗せ	助成額	利用者実績		介護保険利用者以外の助成制度	対象者と要件	助成額	利用者実績	
			2004年度	2005年度				2004年度	2005年度
合計	26		1,664	1,781	22			538	237
1 名古屋市	×				×				
2 豊橋市		10万円	301	310	×				
3 岡崎市		一受給世帯に対し上限30万円	275	243	×				
4 一宮市	×					要支援、要介護状態に該当しない70歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯	54,000円		18
5 瀬戸市	×								
6 半田市	×					65歳以上で介護保険の要介護認定者のいない市民税非課税世帯で、市民税課税者に扶養されていない方	施工費用の9割(上限3万円)	3	5
7 春日井市	×					住宅改修の必要があると認められた高齢者の住宅	20万円	410	145
8 豊川市	×				×				
9 津島市	×				×				
10 碧南市		所得税課税世帯10万円 所得税非課税世帯30万円	31	16	×				
11 刈谷市		10万円	229	277	×				
12 豊田市		40万円	304	368	×				
13 安城市		10万円限度	54	62	×				
14 西尾市		10万円限度として9割を助成		43	×				
15 蒲郡市	×				×				
16 犬山市	×					65歳以上の虚弱高齢者で居住する住宅での日常生活に支障がある者	工事費の9割最高15万円	8	5
17 常滑市	×				×				
18 江南市		12万円	23	16		生計中心者の所得が14万円以下で支給が必要な高齢者	0円	1	0
19 小牧市		上限額10万円 で9割(9万円)支給	3	10		65歳以上の虚弱な高齢者であって、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方	上限額20万円 で9割(18万円)支給	1	3
20 稲沢市	×				×				
21 新城市	×				×				
22 東海市		10万円以内 (住民非課税40万円以	51	32	×				

市町村名		介護保険に 上乘せ	助成額	利用者実績		介護保険 利用者以 外の助成 制度	対象者と要件	助成額	利用者実績	
				2004 年度	2005 年度				2004 年度	2005 年度
23	大府市		市民税非課 税世帯60万 円、課税世帯 40万円を助 成	47	38	×				
24	知多市		最大40万円	22	24	×				
25	知立市		上限10万円 (市民税非課 税世帯15万 円)	52	49	×				
26	尾張旭市	×				×				
27	高浜市		10万円(要 支援・要介護 1～3) 30万円(要 介護4・5)	43	54		65歳以上の高齢者	10万円	46	27
28	岩倉市		住宅改善に 要する経費か ら介護保険の 居宅介護住 宅改修費の 額を控除した 額で工事費 の2分の1限 度額50万円	1	0		左記の制度に介護認 定非該当者も含まれ る	介護保険上 乗せと同じ		0
29	豊明市		10万円	59	40	×				
30	日進市		20万円の9 割(限度額)	19	18		身体障害者(下肢、体 幹、視覚の3級以上)	20万円の9 割(限度額)	5	0
31	田原市		30万円	31	31		身体障害者(1級・2級 または3級の下肢・体 幹・視覚障害者)のい る世帯	30万円		3
32	愛西市	×				×				
33	清須市	×					本人および世帯の生 計中心者が所得税非 課税	2分の1(限度 額30万円)		4
34	北名古屋 市		30万円	24	22		身体障害者手帳1～ 3級(下肢、体幹、視 覚障害)の方	50万円	1	2
35	弥富市	×				×				
36	東郷町	×				×				
37	長久手町		上限30万円	8	9		65歳以上。本人が町 民税非課税であるこ と。	上限30万円	2	4
38	豊山町		30万円					50万円		
39	春日町	×					身障1・2級に該当す る下肢障害、体幹、視 覚障害の方	上限30万円	2	2
40	大口町		対象経費から 介護保険助 成の20万円 を控除した金 額の2分の1		7		要支援1から要介護 5、特定疾患受給者、 身障1,2級該当者で 下肢障害、体幹機能 障害および視覚障害 を有する方	上限額50万 円、助成額は 対象経費の2 分の1		0
41	扶桑町	×					介護保険対象外で、 日常生活に支障のあ る高齢者(所得制限: 前年度所得税14万 円以下の世帯)	予算の範囲 内で1件40 万円以内		0
42	七宝町	×				×				
43	美和町	×				×				

市町村名		介護 保険に 上乗せ	助成額	利用者実績		介護保険 利用者以 外の助成 制度	対象者と要件	助成額	利用者実績	
				2004 年度	2005 年度				2004 年度	2005 年度
44	甚目寺町		12万円	26	20		障害者1～3級の下 肢、体幹、視覚障害 のある65歳未満	30万円	1	1
45	大治町	×				×				
46	蟹江町	×				×				
47	飛島村	×				×				
48	阿久比町	×				×				
49	東浦町		40万円を限度 とする、ただし 対象者の属す る世帯員のうち 住民税を課税 されているもの がいる場合に ついては20万 円を限度とする	56	50		町内在住で在宅の身 障手帳の交付を受け ている者で、町の身体 障害者日常生活用具 給付事業実施要綱の 対象となるもの	40万円を限度 とする、ただし 対象者の属す る世帯員のうち 住民税を課税 されているもの がいる場合に ついては20万 円を限度とする		3
50	南知多町	×				×				
51	美浜町	×				×				
52	武豊町		対象工事の2 分の1以内で 最高限度額3 0万円以内		31		次の何れかに該当す る者 ・身体障害者手帳の 下肢、体幹及び視覚 障害者の1～3級 ・65歳以上の要援護 者	対象工事の2 分の1以内で 最高限度額3 0万円以内	53	13
53	一色町	×				×				
54	吉良町	×				×				
55	幡豆町	×				×				
56	幸田町	×					下肢、体幹障害の学 齢児以上の児者で3 級以上、視覚は2級 以上	上限20万円	5	2
57	三好町		30万円(対象 経費限度額を 150万、補助 率1/5)	5	11		1～3級の下肢、体 幹、視覚障害者のい る世帯	30万円(対象 経費限度額を 150万、補助 率1/5)		
58	設楽町	×				×				
59	東栄町	×				×				
60	豊根村	×				×				
61	音羽町	×				×				
62	小坂井町	×				×				
63	御津町	×				×				